

変更	ご意見・ご要望	回答
兄弟姉妹	現在選択学校の神原小学校に就学している子どもがいる。 選択制が廃止されるとのことだが、就学学校変更届を申請すれば、下の子ども神原小学校に通えるという理解で間違いはないか。また、その変更届は、就学時健診の前に各家庭に送られてくるものなのか、それとも、保護者が受け取りに行くものなのかを知りたい。	就学学校変更届を提出されたら、兄弟と同じ学校に行くことが可能ということと間違いありません。また、そのことについては、就学児健診のご案内時に詳しいお知らせの文書を同封することとしています。
	令和9年度から恩田小学校に通うことになる地区に住んでいて、現在上の子は琴芝小学校に通っている。 下の子は令和10年度就学だが、その場合上の子は下の子と同じ恩田小学校に転校できるということか。 その場合は、いつから転校できるのか。転校するなら、早い時期が良いと思うが下の子が入学する前でもできるのか。	兄弟が変更後の弟妹と同じ学校に転校することは可能で、その時期は原則として、弟妹が入学するタイミングになります。 しかしながら、弟妹が入学することが分かっている、その学校に馴染ませるために少しでも早く転校しておきたいということは、可能と考えますが、就学学校変更届を提出していただき個別に判断したいと考えます。
	兄弟が上宇部中学校にいるからと、弟妹が一旦上宇部中学校に進学したが、兄弟の卒業後神原中学校に転校をすることは可能か。	基本的には、入学したところの教育環境や友達などに馴染んでいると思われ、兄弟が卒業後に神原中学校に転校を希望することは想定していませんが、もし、そのような申し出があった場合は個別の事情によって判断したいと考えます。
学校選択制	令和9年度に小学校入学児童から学校選択制が廃止されるので、琴芝地区の児童は琴芝小学校、神原地区の児童は神原小学校に就学するという事で間違いはないか。	原則的にはそうなりますが、兄弟が学校選択制を利用して神原小学校に就学している児童もある程度おられるので、徐々に移行していくものと推測しています。
就学先変更	琴芝1区に一昨年転居してきたが、中学校の進学先のこともよくわからないまま上の子は琴芝小学校に通っていて、来年は中学生になる。今のままだと、常盤中学校になるがごく少数派であり、琴芝小学校に就学している他の子供たちと同様に神原中学校への進学は可能か。	学校選択制を利用されず琴芝小学校に就学されて、常盤中学校に進学する児童は少数であり、配慮が必要と考えますので、就学学校変更届の提出により、神原中学校に進学していただくことは可能と考えます。
	現在、選択区域ではなく琴芝小学校に通って常盤中学校に進学することになっているエリアに住んでいるが、その場合でも神原中学校に進学することは可能か。	その地域にお住いの児童は少数であることから、就学学校変更届により、神原中学校に進学することは可能と考えます。

変更	ご意見・ご要望	回答
就学先変更	令和10年度に小学校に入学する初めての子どもがおり、今後、恩田小学校区になる区域に住んでいる。琴芝小学校と通学距離はあまり変わらないが、恩田小学校は通学の安全面で不安がある。その場合でも、就学学校は変えられないのか。	兄弟が琴芝小学校にいる場合を除いては、新しい通学区域に就学していただくこととなります。 就学学校を変更すべき特別な事情がある場合は、個別に判断させていただくこととなります。
通学路	新しい学校(恩田小)への通学路はどのように決まるのか。	特にここが通学路ということは決まっておりません。今でも、学校選択制を利用して恩田小学校に通学しておられる子どもさんがおられますので、そちらを参考にさせていただくか、保護者の方と一緒に実際に学校まで歩いてみられて、安心安全なルートをご検討いただければと思います。
その他	今の琴芝小学校・神原小学校が神原中学校の位置に移転するのは何年になるのか。 それに伴って学童保育の場所も変更になると思うが、多くの保護者の方がどこになるのか心配しておられる。	見初小学校・琴芝小学校・神原小学校と神原中が一体となるのは令和19年度の予定ですが、学校の整備場所は、まだ決まっていません。そのため、学童保育の場所もどうなるかわかりませんが、基本的には、学童保育は小学校区に1つとなっていますので、新しい学校に1つになるかもしれません。それも含めて、学童保育の担当部署を交えて神原中学校区の地域協議会で協議を進めていくことになります。